

ひいらぎ letter

令和5年度 第2学期版



須賀川市立義務教育学校稲田学園

副主査 泉田 洋介



本校は、小中一貫教育を推進する義務教育学校です。(県内には7校のみ)

学校には様々な職種が存在しており、よりよい教育活動を展開するために教職員が協働することで「学校組織力」を高めています。学校に配置されている事務職員もその一人です。

事務職員の配置は単数配置が通常ですが、本校は義務教育学校のため複数配置されています。

複数配置(前期1名、後期1名)を活かした事務職員協働組織(事務部)として、芳賀(はが)と泉田(いずみだ)が学びの場を整えるべく事務部経営をしています。

- 子育てに関する制度について -



「児童手当」と「児童扶養手当」はネーミングが似ていますが、

制度を上手に活用するためにも、あらためて確認してみましょう。

詳細は「須賀川市公式ホームページ」をご確認ください。

児童手当

《目 的》 中学校修了前までの児童を育てている家庭における生活の安定と、
次代の社会を担う児童の健やかな成長に資すること。

《対 象》 0歳～15歳年度末までの児童

《支給額》
(月額)

子 ども	3 歳 未 満	3 歳 以上 ～ 小 学 校 修 了 前	中 学 生	所得制限の方
1 人 目	15,000円	10,000円	10,000円	5,000円
2 人 目				
3 人 目 以 降	15,000円	15,000円	10,000円	5,000円



児童扶養手当

《目 的》 ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支えること。

《対 象》 0歳～18歳年度末までの児童

《支給額》
(月額)

子 ども	全 部 支 給	一 部 支 給 (所 得 に 応 じ て)
1 人 目	44,140円	44,130円 ～ 10,410円
2 人 目	10,420円	10,410円 ～ 5,210円
3 人 目 以 降	6,250円	6,240円 ～ 3,130円



また、義務教育段階における教育費の負担を軽減するための「**就学援助制度**」は
ご存じだと思いますが、その制度への理解も広げていきましょう。



就学援助制度

《目 的》 義務教育を受ける児童の家庭に対して、経済的理由により困っている場合、
学用品費や給食費等の就学に必要な費用の一部を援助すること。

《対 象》 小・中学校・義務教育学校に通う児童

《支給月》 原則、学期に1回

《問合先》 須賀川市教育委員会 学校教育課（電話：0248 - 88 - 9168）

稲田学園 事務部（電話：0248 - 62 - 2804）



※ 認定要件の一例

上記の「**児童扶養手当**」を受給している場合 etc.



【認定基準限度額の試算例（令和4年度収入・所得を基準とする）】

家 族 数	家 族 構 成	認 定 基 準 限 度 額（持ち家の場合）	
		給 与 収 入 の 場 合	給 与 所 得 の 場 合
5 人	親2(父30代、母30代) 子3(中2、小5、小2)	約4,170,000円	約2,890,000円
4 人	親1(母30代) 子3(高2、中2、小5)	約4,080,000円	約2,820,000円
	親2(父40代、母30代) 子2(中2、小5)	約3,430,000円	約2,320,000円
3 人	親1(母30代) 子2(中3、小5)	約3,330,000円	約2,250,000円
2 人	親1(母30代) 子1(小2)	約2,290,000円	約1,520,000円

※ 限度額は本市教育委員会で提示している一例になります。

家族構成、年齢、借家の場合、障がい者の有無などの条件により違いが生じます。



★「制度は頼るもの」のではなく「**制度は活用するもの**」

子どものために一歩踏み出してみませんか。 ご連絡お待ちしております。